時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第二千四百六十五號
明治廿二年十一月六日　水曜日
舊暦己丑十月十四日（丙戌）
日出午前六時十分
日入午後四時四十二分
月出午前[illegible]時十七分
月入午後[illegible]時三十六分
（西暦一千八百八十九年）

時事新報定價

時事新報ハ一ヶ年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價並ニ廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓

〇時事新報社ヨリ郵便ニテ發送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日幷に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の爲め特別に人を雇ふ此場合には新聞代價一箇月前金承納にして地方に郵送する分は此外に貼用する郵便印紙の代價を申受く可し

時事新報

重きを北海道に置くべし（昨日の續）

維新に明記したる烈公建白の文書に據れば北地開拓の一大事は事態頗る重大にして徳川將軍みから出馬す可き程の者なれども當時の勢、之を實行するに由なきが故に烈公御三家の地位を以て將軍の目代として北地に移り兼て北海全道を領して大將府を中央に建立し且つ耕し且つ守り又壯丁を北地の野に曝すも費用缺乏して困難亦存し[illegible]に據るも北海將軍として北門鎖鑰守護の任に當らんと欲して自から期したるものゝ如くなれども幕府は之を許さずして前後遂に其議を容れず是れより後二十年を經て嘉永癸丑ペルリ提督の渡來あり續て露使プーチャチンの來るありて北地の論大に起り翌安政元年の春幕府は箱館奉行を置きて蝦夷地方を巡視せしめ追て松前家の領地上知を命じて幕府自から開拓に着手し烈公天保の建言も纔かに行はれんとしたれども公は此時春秋高く且つ他の國事論も起りて内外多端の際に其志を果すと能はず遂て戊午の大獄と爲り北地開拓論も一時その命脈を絶ちたるの姿ありしが明治の初年開拓使を設置するに及んで始めて其實施を見るとは爲れり蓋し烈公北地の議は當時露國の南を患へ親から蝦夷地に移住して其開拓の任に當り且つ耕し且つ屯し一種の長城を北門に作りて其鎖鑰を守らんとする者にして開拓の目的、專ら軍事上に在りしものゝ如くなれども今は時勢も一變して軍國の事務も大に異なり鐵道次第に開[illegible]するに隨ひ運輸の便利は次第に增して隣國一朝北海を窺ひ兵を擧げて來寇する等の場合もあれば豫め[illegible]して[illegible]の兵を發し或は軍艦を[illegible]し[illegible]はして夫れ〳〵攻防の用心を爲すに自然不手廻はりの[illegible]なきにあらず北海道屯田兵を恃んで一時を間に合はす等の[illegible]なかる可ければ今は開拓の目的を軍事上より殖產上に移して開拓の大任に當るものも亦その目的を以て働かざる可らざる筈なれども舊慣は一朝にして改む可らず開拓使の士人中には北海道屯田兵の事を[illegible]して[illegible]の事業を[illegible]して[illegible]く[illegible]もの以て[illegible]以て[illegible]に及ぼし其行止の[illegible]する[illegible]に[illegible]が[illegible]して[illegible]片手間にする[illegible]より[illegible]して[illegible]も[illegible]の鑑を知らず彼の軍事上開拓の議を執りて今尙その筆法を守る者ありして我輩の感服せざる所なれども天保の昔し烈公が重きを北地の開拓に置き「恐多くも征夷大將軍の御任に被爲當候へば御出馬被遊候て御直に御下知被爲在候ても可然程の御義に有之候」云々の一語に至りては徳川三家の隨一たる水戸家の主公に非ざるよりは當時他に之を發言する程の人なりとも思はれず當時徳川將軍が北地開拓の任を望むは今の總理大臣を一寸引出して北海道開拓使と爲すなどの比例に非ず烈公も此議の行はれざるを知りて親から將軍の目代たらんとまで所望したるとなれども其重きを北地に置きて開拓事業に熱心ありしは我輩の今に贊成する所あり但し我が政府にても明治の初年開拓使設置の際には北海道の事を重んじて先つ總理大臣黒田伯が自から其局に當りたるとさへあり然るに今日に至りては開拓事業も佳境に進みて彼の北海道炭礦鐵道の如きものも漸く將に起らんとし從來既に着手したる殖產諸會社等の如きも次第に規模を大にして開拓の實を擧げんとするの勢あるが如くなれは政府はます〳〵其事務を重んじ實は内閣員中に北海道事務大臣を置き一省大臣の地位にて殖產開拓の實務に當らしむると肝要にして今英國などの例を以て云へは政府内閣員中に殖民事務大臣を置くの外に特別に印度事務大臣を立てゝ重きを印度に置くとなれども印度は領地闊大にして我が北海道の比例に非ずとせんか内閣員中重要の場所に愛蘭事務大臣と云へる者あり愛蘭は大英聯合王國中の一隅にして其本島に對するの關係は恰も我が北海道の如く然り然るに英國政府にては重きを愛蘭に置きて政府内閣員中に愛蘭事務大臣を加へ專ら其事務を管理せしむるに非ずや此比例を以て云ふときは我が政府中に於ても北海道事務大臣を立てゝ重きを北海道に置て然る可きは勿論昔しの開拓は軍事上に在り今の開拓は殖產上に在るが故に古今事態の異を辨じて能く其當局者の撰任を愼み殖產上開拓業の實務に當りて着々步を進むるやうの運びに至りたきとなり蓋し人事自然の勢、固より相違ふと能はず烈公天保の一議を以て北地開拓の端を開きてより明治の今日に至るまで盛衰消長は一ならず或は泣き或は笑ひ得意者も失意家も銘々幾多の波瀾を爲す其間に自から當初の目的に離するの顚序よして事業の伸縮、議論の順逆、中間幾多の活劇は人事の變遷に普通よして左まで意とするに足らざれども人事時勢を開くものは實よ先見の識者にして天保年間[illegible]蟄居の中にありて夙に天下の大勢を看破し區々たる内地の塵土中に終るを屑しとせずして自から北海道將軍と爲り國家北門の長城たらんと慨然發念したる烈公の氣略は今の蝸牛角上に紛々たる彼の小政事家をして自から顧みて愧死せしむるに足る可し我輩は古今時勢の變あるを以て烈公開拓の方策を共に[illegible]するものに非ざれども北海全道五千八百六十方里の沃土を以て[illegible]の中に[illegible]して今日只今に至るまで開拓の事多しく行屆かざるを嘆き我が經綸經世の士をして今より一層重きを北海道に置かしめんとを熱望して已まざるものなり　（完）

官報

〇陸軍省告示第二十二號
陸軍看護卒ヘ自今陸軍看護手ト稱ス
明治廿二年十一月五日　陸軍大臣伯爵大山巖

〇警視廳令乙第五號
郡役所　區役所
行幸行啓ノ際御道筋其郡區長ヘ令達セシ處自今之ヲ止ム
明治廿二年十一月五日　警視總監折田平内

〇警視廳告示第八號
消防分遣所ニ於テ本月十一日ヨリ明治二十三年五月十日マテ消防組夜警ヲ施行シ且時々其管内ヲ巡邏セシム
明治廿二年十一月五日　警視總監折田平内

〇鐵道布設營業免許　鐵道布設に關し内閣總理大臣は去月三十一日第九號及第十號を以て左の免許狀を下付せり

第九號
私設鐵道條例に依り山梨縣下甲府に於て設立せんとする甲信鐵道會社發起人より差出したる線路圖面工事方法書工費豫算書及定款を妥當なりと認め甲信鐵道會社を設立し甲斐國甲府より長野縣下信濃國松本に至る鐵道を布設し運輸の業を營むことを免許し其鐵道用地は國稅を免除す但此免許狀下付の日より滿三箇年以内に布設工事を竣功すへし

第十號
日本鐵道會社々長奈良原繁より差出したる線路圖面工事方法書及工費豫算書を妥當なりと認め栃木縣下河内郡宇都宮より上都賀郡鹿沼を經て同郡今市に至る鐵道を布設し運輸の業を營むことを免許し其鐵道用地は國稅を免除す但此免許狀下付の日より滿十八箇月以内に布設工事を竣功すへし

〇鐵道局報告　本年四月より九月に至る日本鐵道會社及兩毛水戸甲武三會社鐵道建築工事の景況鐵道局長官より内閣總理大臣へ左の通報告あり

自明治二十二年四月至同年九月　日本鐵道會社線路工事報告

第三區　[illegible]

本期中本區工事の重なるものは城山隧道延長さ一千零三十呎にして本年四月南北兩端より起工し[illegible]六月中之を貫通せり[illegible]實は初め堅硬石なりしが中央より南に進み[illegible]に[illegible]を[illegible]し加之水脈あるが爲めに土留枠を設けて之を開鑿す目下方さに工事中に在り而して坑内煉瓦築造は九十呎餘を竣工す其他コルベルト三箇所を竣工せり又[illegible]工事は[illegible]大谷川[illegible]に[illegible]所[illegible]を[illegible]し增田[illegible]に[illegible]を設け[illegible]に本[illegible]人力車[illegible]十六坪白石に[illegible]百二十呎を[illegible]し[illegible]三百七十二坪を[illegible]し以上皆之を竣工す仙臺に本屋十二坪[illegible]二百坪を新築せしが竣工事は今其七八分を竣工す

九月十一日[illegible]出水の爲めに[illegible]を[illegible]しコルベルトを[illegible]し橋梁袖石垣を毀損するもの少しとせず之れが爲めに[illegible]白石及大河原間は列車運轉を一時停止し直ちに修繕に着手し數日にして運轉を通常に復するを得たり之に要する工事は土工一萬千三百坪餘[illegible]一千八百坪餘砂利敷込一千二百十餘坪土管及石圍伏込合二十五箇所に及べり

第四區　岩切盛岡間

土工　前期を繼續して本期末までに竣工せし切取築堤の坪數は岩切一ノ關間に於て合十萬五千餘坪一ノ關郡山間に合三十萬五百餘坪郡山盛岡間に合三萬二千七百二十餘坪之を通計すれは四十三萬八千二百二十餘坪にして全區工程凡八分餘を竣工せり其[illegible]合五箇所を竣工す此延長四十六鎖とす

橋梁及コルベルト　岩切一ノ關間に於て[illegible]工事に[illegible]川[illegible]百[illegible]十呎荒川同七十呎二箇所と其小なるもの十一箇所を竣工し[illegible]本工事は和[illegible]川[illegible]一、第二、大堀川、品井沼用水、美女川共に二十呎、[illegible]大十呎、出來川四十呎、小川百呎、[illegible]川六十呎の九箇所を[illegible]本工事高城川、加[illegible]川、[illegible]水抜共に十五呎、三[illegible]江川、[illegible]川、[illegible]川、[illegible]川、中[illegible]水抜、石[illegible]江川、[illegible]川共に十二呎等十箇所を竣工しカルベルト及假工事十五箇所本工事三十八箇所を竣工せり一ノ關郡山間に於ては假[illegible]工事中和賀川木[illegible]一千二百二十呎[illegible]二百五十呎、[illegible]川四百二十呎、[illegible]六十呎、[illegible]川百六十五呎、久知丸川百二十呎等の七箇所と其小なるもの二十一箇所及コルベルト假工事[illegible]本工事八箇所[illegible]山[illegible]間に於て[illegible]本工事五箇所の内[illegible]石川[illegible]中[illegible]大[illegible]の[illegible]して[illegible]六十呎十二[illegible]とを[illegible]するの[illegible]り外[illegible]共に[illegible]

[illegible]の内二十九箇所を竣工せり

[illegible]一ノ[illegible]

[illegible]